

## ○印西市ふるさとづくり運営基金の設置、管理及び処分に関する条例

平成2年3月13日条例第1号

## 改正

平成3年3月13日条例第11号

平成8年3月26日条例第5号

## 印西市ふるさとづくり運営基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

**第1条** ふれあいとうるおいのあるふるさとづくりを推進するため、印西市ふるさとづくり運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金の原資は、寄附金その他をもってこれに充てる。

2 積み立てる額は、各会計年度において一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、ふるさとづくり運営事業（以下「事業」という。）の費用に充てるもののほか、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

**第5条** 基金は、事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成2年9月規則第13号で、同2年9月10日から施行）

(印西町ふるさと基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止)

2 印西町ふるさと基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成元年条例第3号）は当該条例の施行日に廃止する。

附 則（平成3年3月13日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月26日条例第5号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。